

堀川御池ギャラリー棟内
元@KCUA (アクア)スペース
トライアル・サウンディング
募集要項

令和5年12月

1. 事業趣旨

京都堀川音楽高等学校（以下「音楽高校」）は、過去には佐渡裕氏や葉加瀬太郎氏をはじめ、世界で活躍する音楽家を輩出する日本有数の音楽教育専科の公立高等学校です。

平成元年、旧音楽高校（京都市西京区大枝沓掛町）の敷地の一部が、京都第二外環状道路の側道（府道・大山崎大枝線）として都市計画決定されたことにより、運動場のほとんどが道路予定地となること、また道路工事及び道路完成後の通行車両による騒音等、教育環境への影響を受けることから移転を検討、中京区の城巽自治連合会からの音楽高校誘致の要望もあり、元城巽中学校跡地に新校舎等に移転整備することとなりました。

移転整備事業では、市街の恵まれた立地条件を活用し、音楽高校、京都市立芸術大学（以下「芸術大学」）、銅駝美術工芸高校が連携し、音楽・美術活動の中核施設として「芸術創造都市・京都」創生の一翼を担い、市民が音楽や芸術に広く触れ親しむことができる環境づくりをPFI方式で進めることとし、施設内には、下記方針により音響性能が国内最高水準の音楽ホールや、芸術大学サテライト施設「@KCUA（アクア）」（以下「アクア」）、市民開放型ギャラリー「堀川御池ギャラリー」を整備しました。

- ① 地域と歩む開かれた学校づくりの歴史を承継し、音楽高校の発展、創造性に寄与し、次代の教育に対応する機能性の高い施設
- ② 子どもたち、また市民にとっても魅力ある空間と音楽的にも優れた環境と音響を実現する施設
- ③ 「新景観政策 時を超え光り輝く京都の景観づくり」の先導的な役割を担い、都市景観の保全及び形成の向上に寄与する優れたデザイン性を有する施設
- ④ 優れた文化芸術やかけがえのない文化財を育み引き継ぎながら、日本文化の中心として築き上げてきた京都の文化芸術を新しく創造する施設

その後、市民の方々のご利用も着実に増え続け、音楽・美術活動の中核施設としての役割を果たして参りましたが、京都市立芸術大学が令和5年度に京都駅東側エリアへキャンパスを移転することを機に、アクアスペースが堀川御池ギャラリー内から新キャンパス内へと移転しました。

そこで、この度、堀川御池ギャラリーが「文化芸術の発信拠点」や「ひとづくり・まちづくりの拠点」として更なる発展を遂げるため取組の一環として、令和5年秋に空きスペースとなったアクアスペースについて、「トライアル・サウンディング事業」(※)を実施することとしました。事業概要としては、民間事業者にアクアスペースを一定期間、試行的に使用していただき（営利活動可）、民間事業者のスキル、ノウハウ、アイデア等を発揮していただきながら、本施設が有する多様な可能性を探るといふものです。

なお、令和7年度以降、本トライアル・サウンディング事業の結果も踏まえ、アクアスペース、さらには堀川御池ギャラリー棟の今後の本格活用に向けた事業者公募につなげていくことを検討しています。

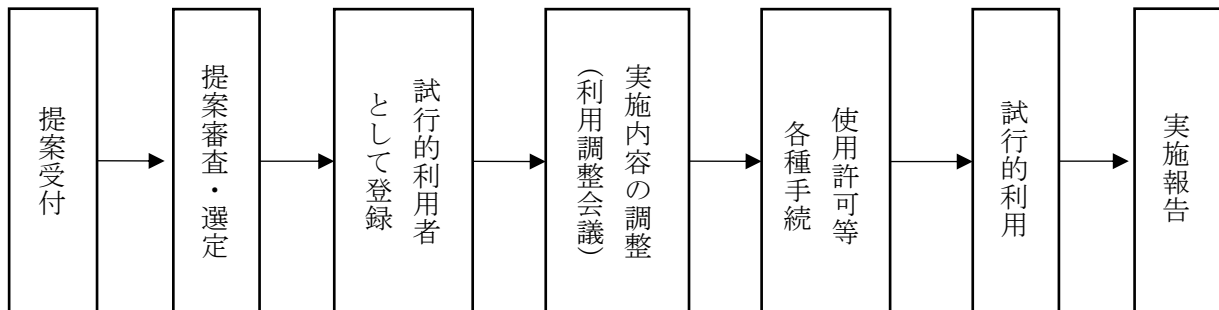
皆様の参加をお待ちしております。

※トライアル・サウンディングとは、自治体が活用を検討している公共施設等について、試行的利用を希望する民間事業者を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。試行的利用後、民間事業者から自治体に課題をフィードバックし、公共施設等の今後の活用方針に活かしていくことができます。

2. 対象施設

施設名	堀川御池ギャラリー棟内元@KCUA (アクア)スペース
所在・地番	京都市中京区油小路通御池押油小路町238-1
位置	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市営地下鉄東西線 二条城前駅 2番出口より、徒歩2分 ・バス停「堀川御池」より、徒歩1～3分 京都駅より、9系統、50系統 三条京阪より、15系統
実施対象箇所	1階展示室 233.27㎡ 1階倉庫及び事務室 76.32㎡ 2階展示室 116.25㎡ 計 425.84㎡
建物構造、全体面積	鉄筋コンクリート造2階建て 建築面積 848.33㎡ 延床面積 1477.46㎡
公法上の規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・商業地域（指定建ぺい率80%、指定容積率700%） ・15m第4種高度地区 ・御池通沿道特別商業地区 ・歴史遺産型美観地区 一般地区
その他	駐車場なし

3. 事業の流れ



4. スケジュール

日程	内容
令和5年12月18日	公募開始
令和6年1月24日	質問受付 〆切
令和6年1月31日	質問回答
令和6年3月8日	参加申し込み及び提出書類 〆切
令和6年3月	選定委員会による選定
～令和6年5月	試行的利用者としての登録、利用調整会議、目的外使用許可等手続き、事業者における試行的利用の準備
令和6年5月～令和7年2月の随時	試行的利用、利用期間後に事業実施報告

5. 公募条件

(1) 実施対象箇所

原則、「2 対象施設」に掲げる実施対象箇所全体としますが、その一部のみの利用も可能とします。

(例：1階展示室＋1階倉庫及び事務室、2階展示室＋1階倉庫及び事務室)

(2) 試行的利用期間

令和6年5月から令和7年2月末までの間で、応募者が提案する期間

※令和6年4月4日から令和6年5月14日までは京都市の事業で使用しますので、その後から利用開始が可能となります。

(3) 使用料

原則、免除とします。

- ・利用に伴い生じる光熱水費は試行的利用者の負担となります。
- ・使用料について適切な応能負担を求める観点から、収益活動(※)を行った場合、負担可能額(対象施設の利用に伴って生じる収支差額)の2分の1を使用料として本市に納付いただきます。

(※) 本要項において、収益活動とは物品、飲食物の販売やサービスの提供等、専ら営利を目的として行う活動をいいます。試行的利用内容が収益活動に該当するか否かについては、提案書を基に本市が判断し、その判断についての異議申し立ては受け付けません。

(4) 試行的利用にあたっての手続き

試行的利用にあたっては、教育財産使用許可申請書、使用料減免申請書、暴力団員等に該当しない旨の誓約書等を京都市教育長宛に提出し、許可を得るものとします。

その他、試行的利用にあたって必要な行政手続きについては試行的利用者の責任において行ってください。

6. 提案内容に関する条件

(1) 試行的利用の内容

- ・「1. 事業趣旨」に示す「文化芸術の発信拠点」や「ひとづくり・まちづくりの拠点」などの施設の役割を念頭に、実施対象箇所を含む堀川御池ギャラリーの更なる発展に資する取組を提案、実施すること。

<期待する取組の例>

他の施設では実施しにくい大きな企画展

子どもたち向けのアートの学校

京都市内の若者と共創したギャラリー展示会の企画・運営

アート書籍なども観覧できる、期間限定の書店、カフェの実験的出店

カルチャープレナー(文化起業家)とのワークショップ、展示コーナー

若手アーティストと企業をつなぐ試み

二条城など地域と連携した企画

など

- ・確実に実施できる利用内容であること
- ・試行的利用にあたって、市の財政負担を求めるものではないこと

(2) 提案の対象外とするもの

- ・暴力団の利益になるもの
- ・法令等に違反するもの、又はその恐れがあるもの
- ・公序良俗に反するもの、又はその恐れがあるもの
- ・人権侵害となるもの、又はその恐れがあるもの
- ・政治性、宗教性のあるもの
- ・公衆に著しく迷惑をかけるもの、又は危害を与えるもの
(それらの恐れがあるものを含む)

7. 応募資格条件

下記の全ての要件を満たす、提案内容の実施主体となる意向を有する法人、個人事業主(以下、法人等)とします。また、複数の法人等によるグループによる応募も可としますがすべての法人等について、当該要件に該当しないことが必要となります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと
- (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。
 - ・所得税又は法人税
 - ・消費税
 - ・本市の市民税及び固定資産税
 - ・本市の水道料金及び下水道使用料
- (4) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可または登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可または登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (5) 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止処分及びそれに類する処分を受けた場合は当該停止期間中でないこと
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (7) 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団並びに同条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (8) 対象施設を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者でないこと。
- (9) その他、本市が教育財産使用許可の相手方として不適当と判断する者

※ グループの場合、グループの中から代表となる法人等(以下「代表法人等」という。)を定め、代表法人等が本市への質疑や書類の提出などの手続きを行うこととします。

8. 提案方法

(1) 提出方法

提出期限までに、下記(3)提出書類のうちア～ウは原本1部、写し1部及び電子データ(CD又はDVD)を、エ～ケは原本1部ずつを「14. 問合せ及び提出先」へ提出してください。

※ 提出書類の確認等を行う必要がありますので、提出に来られる際は、事前に連絡をお願いします。

(2) 提出期限

令和6年3月8日 午後5時必着

(3) 提出書類

※グループで応募する場合、エ～ケについては構成員ごとに提出してください。

ア 参加申請書兼誓約書(様式1)

イ 企画提案書(様式2)

ウ 資金計画書(様式3)

エ 暴力団員等に該当しない旨の誓約書(様式4)

オ (法人の場合) 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書(原本))
(個人事業主の場合) 住民票の写し

※いずれも、申込日前3か月以内に発行されたもの

カ (法人の場合) 直近2年間の法令等に基づき作成された決算書類
(個人事業主の場合) 直近2年間の確定申告書の写し

キ 印鑑証明書

※申込日前3か月以内に発行されたもの

ク 国税、本市の市民税及び固定資産税の未納のないことの証明書(納税証明書)

ケ 調査同意書(水道料金、下水道使用料)

なお、試行的利用期間終了後に収支報告書(様式7)及び実施報告書(様式8)を別途提出いただきます。

9. 質問票及び現地見学

(1) 質問方法

質問がある場合、質問票(様式5)に記入の上、電子メールにより「14. 問合せ及び提出先」へ提出してください。

(2) 質問受付期間

令和6年1月24日 午後5時 必着

(3) 回答方法

令和6年1月31日に京都市のホームページに回答を掲載する予定です。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、その旨をホームページに掲載します。回答は、本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

(アドレス) <https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/page/0000320554.html>

(4) 現地見学の実施

令和5年12月26日、令和6年1月10日、17日 ともに午後2時～午後3時まで
※当日、名刺交換を行う場を設ける予定としております。

現地見学をご希望される場合は、「現地見学会参加申込書（様式6）を各見学日の前日
17時までに電子メールで提出してください。

電子メール送信先：kyouikukankyo@edu.city.kyoto.jp

宛先：京都市教育委員会教育環境整備室

※メール表題を「元アクアスペース見学会」としてください。

10. 利用候補者選定

(1) 選定方法

応募者の提案について、別紙「評価表」（100点満点）に基づき、本市による書類審査を行い、基準点（60点）を超えた応募者を利用候補者として選定します。

ただし、基準点に達している場合でも、利用候補者数の過多等により本事業の運営に支障をきたすと判断した場合は、利用候補者として選定しないことがあります。

※ 内容に確認すべき事項がある場合は、個別にヒアリングを行うことがあります。

※ 得点が60点を下回る場合、利用候補者として選定しません。

※ 応募者が1者のみであっても、審査・選定します。

(2) 結果通知

本市は、審査結果の決定後、応募者全員に審査結果を通知するとともに、利用候補者の利用内容及び法人等の名称を京都市教育委員会教育環境整備室のホームページ等で公表します。

(3) 失格要件

次の場合には利用候補者としての決定を取り消します。

- ・正当な理由なく、11（1）の試行的利用者登録のための協議に応じない場合
- ・利用候補者が、資金状況の変化等により事業の実施ができない状況と本市が判断した場合。
- ・利用候補者が選定結果の通知の日から試行的利用者登録の日までに「7. 応募資格条件」を満たさなくなった場合
- ・著しく社会的信用を損なう行為等を行った場合
- ・その他やむを得ない事情で合意に至らなかった場合。

11. 選定後の流れ

(1) 試行的利用者としての登録

選定された利用候補者は、提出書類に基づき、利用内容の詳細について本市と協議し、合意に達した場合に、試行的利用者として登録します。

なお、別途試行的利用に係るコーディネート等を行う法人等（以下、コーディネーター）を公募により選考し、配置することを検討しています。コーディネーターを配置することとなった場合、当コーディネーターにおいても試行的利用を行う場合があります。

(2) 利用調整会議の実施

登録された各試行的利用者及び本市との間で、事業の時期や実施場所等を調整する利用調整会議を実施し、試行的利用期間中の施設利用スケジュールを決定します。

なお、調整の結果、ご希望に沿えない場合があります。

(3) 事業の実施

利用調整会議で決定したスケジュールにより、各試行的利用者において事業を実施いただきます。

試行的利用期間中において事業の追加、実施場所や時期の変更等を希望する場合は、本市との協議の上、利用調整会議を実施するものとします。

(4) 共同で事業を行う法人等の追加

試行的利用期間中、本市との協議の上、試行的利用者が応募時には含まれていない新たな法人等を、共同で事業を実施するために追加することも可能とします。この場合、追加される法人等は「7 応募資格条件」に掲げる条件を満たす必要があり、当該法人等に係る「8 (3) 提出書類エ〜ケ」をご提出いただきます。

(5) 参加申し込み期限後の取扱い

参加申し込み期限後も随時、参加希望を受け付けます。この場合、試行的利用が開始される令和6年5月以降、教育委員会教育環境整備室に御相談ください。ただし、それまでの利用調整会議で決まった施設の利用状況によりご希望に沿えない場合がございます。

1 2. 試行的利用の実施に関する条件

(1) 費用負担について

試行的利用にあたって必要となる一切の費用はすべて試行的利用者の負担となります。

(2) リスクについて

試行的利用に伴い発生するリスクは試行的利用する者が負うものとし、試行的利用する者が責任をもって事業を遂行することとします。

(3) 保守点検

試行的利用する者は、試行的利用期間中の施設管理に係る保守点検作業等には協力するものとします。

(4) 形状変更、原状回復について

試行的利用者として登録後、試行的利用者は教育委員会と協議の上、他事業の支障にならない範囲で実施対象箇所他の形状変更を自己負担で実施することは可能(※)ですが、試行的利用期間後は、原則として試行的利用期間前の状態に戻してください。また、試行的利用期間前の状況を写真等で保管したうえで、試行的利用期間後に本市担当と現場立会いを行ってください。破損等がある場合、復旧を求めることがあります。

なお、形状変更を行う場合、使用用途に応じた法規制(建築基準法等)を遵守してください。

(※) 本施設はP F I手法で施設整備、維持管理されており、P F I事業契約は令和6年度末までとなっております。そのため、形状変更の際にはP F I事業者との協議も必要となりますので、教育委員会を含め、三者で協議します。

(5) 実施報告等について

試行的利用するものは、事業が完了した後、本市に対して収支報告書（様式6）及び実施報告書（様式7）を提出するとともに、本市がヒアリングを求めた場合はこれに応じるものとします。

また、試行的利用期間中であっても、本市が必要と認めた場合にはヒアリングやモニタリング等に応じるものとします。

13. その他

(1) 提出書類の取扱い

本市は、本事業の実施内容の公表等が必要な場合には、提出書類の内容を許可なく無償で使用できるものとします。

(2) 参加実績について

本トライアル・サウンディングへの参加実績を、今後の本格活用にあたっての事業者公募における評価の対象とすることがあります。

14. 問合せ及び提出先

京都市教育委員会事務局教育環境整備室（担当：田中、菅野）

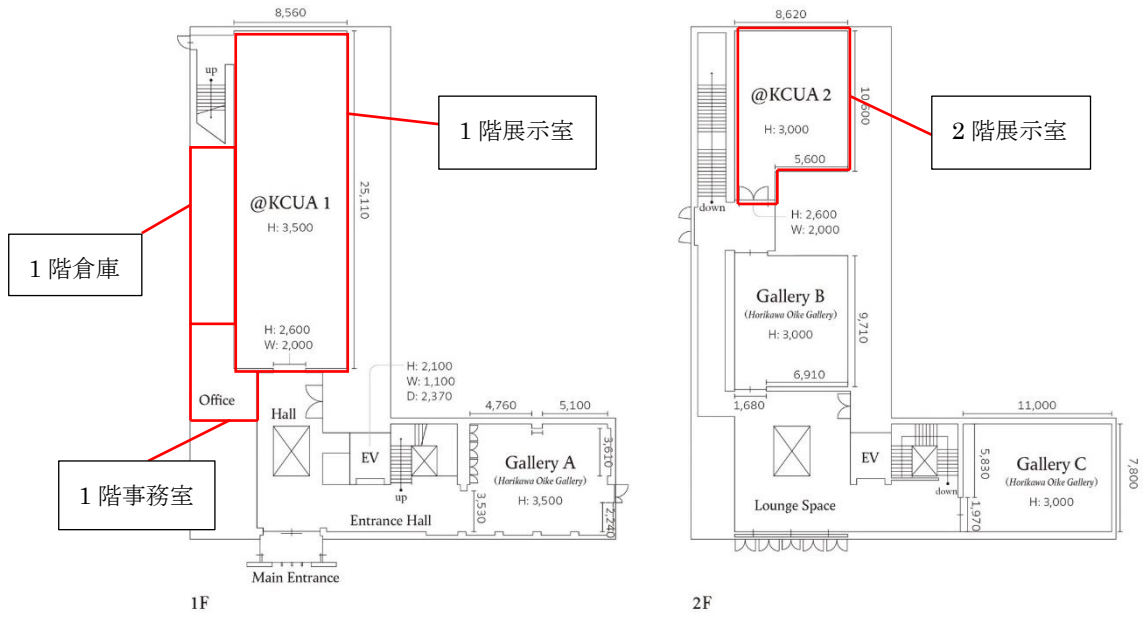
〒604-8161

京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3 大同生命京都ビル7階

TEL：075-222-3796 FAX：075-256-3947

メールアドレス：kyouikukankyo@edu.city.kyoto.jp

<参考1>施設平面図（赤枠が実施対象箇所）



<参考2>現地写真

・ 1階展示室



・ 2階展示室



・ 事務室

